

高砂市本庁舎広告付庁舎案内板設置事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、分かりやすい庁舎案内や市内全域図等を表示することにより、市民サービスの向上を図り、行政財産の有効活用による新たな財源を確保するため、広告付庁舎案内板（以下「案内板」という。）を本庁舎に設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集するに当たり必要な事項を定める。

2 事業概要

（１）事業名

高砂市本庁舎広告付庁舎案内板設置事業（以下「この事業」という。）

（２）事業内容

別に定める「高砂市本庁舎広告付庁舎案内板設置事業仕様書」のとおり

（３）履行期間

案内板の設置の日（令和８年１１月１日以後の高砂市が指定する日）から５年間

3 案内板の設置施設

（１）名称

高砂市役所本庁舎（高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号）

（２）設置場所

本庁舎１階正面玄関風除室内

（３）開庁時間

月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで

※高砂市の方針により、今後短縮となる可能性があります。

（４）閉庁日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）

4 掲載広告

（１）掲載する広告については、高砂市広告掲載要綱を遵守すること。また、広告内容について、掲載前に高砂市の上承を得ること。

（２）広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負うとともに、苦情等があった場合は、速やかに解決に当たること。また、掲載された広告の広告主や広告内容に問題が生じたときは、速やかに高砂市に通知し、当該広告の掲載を中止すること。

5 参加資格

この事業に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）高砂市指名停止基準（平成６年高砂市訓令第１３号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（３）高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年高砂市条例第５号）第２

条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び高砂市が賦課する税について滞納していない者であること。
- (6) 過去5年間に於いて、この事業と同種又は類似の事業について地方公共団体と契約実績を有する者であること。
- (7) この事業について、充分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び高砂市の指示に柔軟に対応することができること。

6 参加申込み

(1) 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時

(2) 提出先

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市総務部総務課（高砂市役所本庁舎4階）

電話：079-443-9003（直通）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類

次のとおりとし、提案は1事業者につき1提案とする。

なお、当該提出書類は、全てA4サイズで作成すること。

	提出書類	提出部数
1	高砂市本庁舎広告付庁舎案内板設置事業申込書（様式1）	正本1部
2	企画提案書（任意様式） 次に掲げる事項を記載すること。 （1）企画概要及びPR （2）過去5年間に於ける案内板関連事業の実績（事業年度及び地方公共団体名） （3）広告料（年額、税込み） ※行政財産の目的外使用料、電気使用料及び案内板の設置費用は、含まないこと。 （4）案内板の仕様（寸法、設置面積、庁舎案内・地図・サインージ枠と広告枠との割合、電源投入方法、サインージの運用方法、	正本1部

	盗難及びいたずら防止方法等) (5) 事業開始までの作業スケジュール(広告主募集、案内図設置等) (6) メンテナンスの体制(案内図の更新方法、作業内容、作業頻度等) (7) 広告内容等に問題があった場合の対応(対応までの日数等) (8) 参加申込者が定める広告審査基準の有無(ある場合は、その概要)	
3	法人の場合は、登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの) 個人事業主の場合は、身分証明書(免許証、パスポート等)の写し	1部
4	国税及び高砂市市税に未納がないことの証明書(写し可) (1) 国税にあっては、納税証明書(個人にあっては「その3の2」、法人にあっては「その3の3」。電子納税証明書は不可) (2) 高砂市市税にあっては、市税完納証明書 ※いずれの証明書も3か月以内に発行されたものに限る。 ※市税完納証明書については、高砂市の市税の課税がある場合に限る。	各1部
5	誓約書(様式2)	1部
6	会社概要(パンフレット等)	1部

※令和8年度指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記の3及び4の提出書類を省略することができるものとする。

7 選定方法

- (1) 広告料の金額、事業の実績その他応募書類の内容を総合的に評価し、最も評価の高い1者を選定する。

評価項目は、次のとおり

項目	評価の視点
事業者の業種	この事業の実施に適した業種であるか。
同種又は類似業務の実績	地方公共団体等の管理する施設において案内板を設置する事業を運営した実績があるか。
広告料	高砂市に納付する広告料の多寡を評価する。
案内板の仕様	仕様書に定めた仕様を満たしているか。
事業開始までのスケジュール	日程や作業手順が効率的で、かつ、実現性があるか。
メンテナンスの体制	メンテナンスの体制について評価する。
広告内容等に問題があった場合の対応	苦情その他のトラブルへの対応日数はどれくらいか、また、トラブルに対処できる体制が確立しているか。

事業者が定める広告審査基準	広告審査に対する姿勢を評価する。
資料調製能力	企画提案書は分かりやすいか。
この事業に対する理解度	この事業の目的や効果を理解しているか。

- (2) 企画提案内容について、質問する場合や来庁を求める場合がある。
- (3) 選定の経過は、一切公表しない。また、選定結果に対しての異議の申立ては受け付けない。
- (4) 選定された設置事業者は、設置に係る詳細を高砂市と協議し、協定を締結したときは、行政財産の目的外使用許可の手続を行うこと。

8 質疑応答について

募集要項又は仕様書に関する質疑がある場合には任意様式により以下の期日までにメールにて提出するものとする。(メールのタイトルは「高砂市本庁舎広告付庁舎案内板設置事業に関する質疑について」とすること。)

なお、回答については、市ホームページにて公開する。(個別には回答しない。)

質疑受付期間：令和8年8月3日(月)から同月5日(水)まで

質疑提出先：tact1510@city.takasago.lg.jp

9 結果通知

選定結果は、高砂市ホームページ (https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/somuka/nyusatsu_keiyaku/14081.html) において公表する。

10 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 設置事業者が参加資格を満たしていないことが判明した場合又はこれを失った場合
- (3) 正当な理由なく、指定する期日までに行政財産の目的外使用許可の手続を行わなかった場合
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 参加申込みの手続及び履行に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。また、提出書類は、選定結果にかかわらず一切返還しない。
- (2) 提出期限後の問合せ又は提出書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (3) 高砂市がやむを得ない理由があると判断した場合は、参加申込みの手続を中止する場合がある。この場合において、参加申込みの手続に係る経費は、参加申込者の負担とする。

[問合せ先]

高砂市総務部総務課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

担当：井ノ口、北野

電 話：079-443-9003

電子メール：tact1510@city.takasago.lg.jp